

2024年1月26日

各位

会社名 株式会社メルディアDC
代表者名 代表取締役社長 田中 一也
(コード番号：1739、東証グロース市場)
問合せ先 専務取締役執行役員経営管理本部長 榑原 拓也
電話番号 06-4866-5388

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年4月上旬に開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の招集のための基準日の設定について、下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年2月19日(月曜日)を基準日(以下「本基準日」といいます。)と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 : 2024年2月19日(月曜日)
- (2) 公告日 : 2024年2月5日(月曜日)
- (3) 公告方法 : 電子公告(当社ホームページに掲載いたします。)

<https://meldia-dc.co.jp/ir/irs/>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案について

2023年12月22日付で公表した「株式会社プレサンスコーポレーションによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、株式会社プレサンスコーポレーション(以下「公開買付者」といいます。)は、2023年12月25日に開始した当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により、当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式及び株式会社三栄建築設計(以下「三栄建築設計」といいます。)が所有する当社株式を除きます。)を取得し、当社の株主を公開買付者及び三栄建築設計のみとすることを予定しております。

しかし、本公開買付けの成立及び決済の完了後、当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式及び三栄建築設計が所有する当社株式を除きます。)を取得できなかった場合には、公開買付者は、速やかに、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)第180条に基づき当社株式の併合を行うこと(以下「本株式併合」といいます。)及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを速やかに当社に要請する予定であり、公開買付者及び三栄建築設計は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

当社は、本公開買付けが成立し、かつ、公開買付者によるこれらの要請がなされた場合には、本臨時株主総会において、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨等の定款の一部変更を行うこと等の議案を付議する予定であることから、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。

なお、本臨時株主総会は2024年4月上旬に開催する予定ですが、開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しない場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

以 上